

## 2014年度 國學院大學法科大学院

### 《Ⅱ期法律科目試験》

# 民 法

#### ● 注意事項

- 1 試験時間は、12時30分から13時30分までです。
- 2 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 3 解答用紙への記入は、黒もしくは青インクのボールペンまたは万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）を使用してください。これ以外のものを使用した場合は、無効となります。
- 4 訂正をする場合は、明確に線で消してください。修正液等は、使用しないでください。
- 5 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の印刷不鮮明等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
- 6 解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので、監督者の指示に従って、それぞれ正しく記入してください。
  - ① 受験番号
  - ② 氏名
- 7 問題の内容に関わる質問については、お答えできません。
- 8 「六法」は、貸与する『ポケット六法』以外使用できません。また、毎試験終了後、『ポケット六法』は回収します。
- 9 解答中に解答用紙を毀損した場合、手を挙げて監督者に知らせてください。監督者の確認後、新しい解答用紙と交換します。
- 10 携帯電話等は、時計としての利用も認められていません。必ず電源を切り、鞆などの中にしまっ、身につけないでください。
- 11 試験開始後、終了まで原則として退室は認めません。
- 12 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。いかなる理由でも解答用紙は、持ち帰ることはできません。
- 13 体調が悪い場合は、手を挙げて必ず監督者に伝えてください。

問 Xは、2012年10月01日、甲土地を所有者Yから購入し、代金を全額支払った上、甲土地の引渡しおよびその所有権移転登記をも経由した。そして、Xは、甲土地上に自身が居住するための家屋を建て、以後、今日に至るまで、当該土地家屋で暮らしてきた。ところが、園芸を趣味とするXが、翌年03月末頃から甲土地の空いている部分を使ってガーデニングを楽しもうと草花の種を蒔いたり苗を植えたりしたところ、折角出てきた芽や根付いたと思った苗が直ぐに枯れてしまうといった状態が続いた。そこで、Xが専門家に頼んで調査してもらったところ、甲土地の土壌中に有害物質 $\alpha$ が含まれていることが明らかとなった。

Xは、Yから甲土地を購入するにあたり、カドミウム・PCBなど、当時、既に健康被害をもたらすものとして社会問題にもなり、各種法律で規制されていた物質については、これらによる汚染がないよう確認し、万が一、これらによる汚染がある場合には、Yにおいて当該汚染を除去した上、甲土地をXに引き渡す旨、特約として売買契約に盛り込んでいた。しかし、 $\alpha$ に関しては、契約締結時点では健康被害をもたらすものとは社会的にも認識されていなかったことから、その有無の確認等を契約内容とはしていなかった。Xは、上記特約に係る調査の結果、特約に挙げられた物質による汚染がないことが確認されたので、甲土地を土壌汚染のないものとして評価し、その対価8,000万円をYに支払った。

ところが、2013年10月26日現在、 $\alpha$ をめぐるのは、単に草木を枯らすだけでなく、短期間の接触ないし摂取であれば健康面での問題はないものの、長期間にわたりこれが体内に蓄積されていった場合には少なからぬ健康被害をもたらす得るのであり、過剰摂取となった場合には生命をも脅かす疑いがあるものとの指摘がなされるようになり、法による規制が検討され始めている。

この事案において、XはYに対し、如何なる責任を追及し得るか（なお、土壌汚染対策法や商法上の規定を考慮する必要はない）。